

栃木県新型コロナウイルスコールセンター

感染症の特徴、予防方法、有症時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談にお答えします。

☎0570-052-092

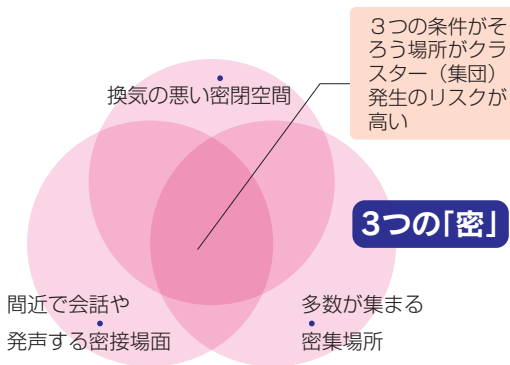
■対応時間 24時間（土日祝日を含む）

※相談受付後、必要に応じて

「帰国者・接触者相談センター」をご案内します。



町ホームページと那須町安全安心メールで関連情報を随時配信しています！



【共通】

○町税・保険料

納期内の納付が困難な場合は、納税の猶予（原則1年の間で分割して納付）を受けられる場合があります。

▼問合せ 税務課収税係

☎⑦2 6904

○水道料金・下水道使用料

収入が減少しているなど、一時的に支払いが困難な方は、料金の分割納付等ができますのでご相談ください。

▼問合せ 上下水道課水道業務係

☎⑦2 6920

3つの「密」を避けましょう

① 換気の悪い密閉空間

② 多くの人が密集

③ 近距離での会話や発声

互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすことは避けましょう。

日常生活を見直してみよう

○スーパーは、1人または少人数で、すいている時間に行きましょう。

○ジョギングは、1人で行きましよう。公園はすいた時間や場所を選びましよう。

○急ぎでない買い物は、通販の利用を検討しましよう。

○飲食は、持ち帰りや宅配の利用も検討しましよう。



こまめに手を洗いましよう

石けんで良く手を洗うことで、手についたウイルスのほとんどを洗い流すことができます。外から帰った時や食事の前等、こまめに手を洗うようにしましよう。



町新型コロナウイルス対策本部会議の開催状況

〔本部長：町長 構成員：副町長・教育長・全課局長・那須消防署長〕

※第6回以前の内容は、広報4月号に掲載しています。

第7回〔4月1日（水）〕

- 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する対応等について
- 水道料金・下水道使用料の取り扱いについて○国保における傷病手当金の対応について
- 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について ほか

第8回〔4月7日（火）〕

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく「緊急事態宣言」への対応について
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針について ほか

第9回〔4月9日（木）〕

- 小中学校の臨時休業について○町公共施設等の取り扱いについて

第10回〔4月10日（金）〕

- 那須塩原市居住者の感染症患者の発生について
- 今後の町の対応について ほか

第11回〔4月17日（金）〕

- 小中学校の対応について○町内公共施設の対応について
- 町職員の在宅勤務・役場のサテライトオフィスについて

第12回〔4月20日（月）〕

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針及び栃木県緊急事態措置について
- 道の駅等施設の休館等について

